

平成29年3月から適用される公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

平成29年3月15日
田村市総務部財政課

平成29年3月から適用される公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されました。これに伴い、下記のとおり特例措置を定める。

記

1 工事について

(1) 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、(2)に定める工事の受注者は、田村市工事請負契約約款第51条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

(2) 対象となる工事

平成29年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定後の工事にあたっては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明することとする。

(3) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額とする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により算出された予定価格

k ：当初契約の落札率

(4) 協議の請求期限

本特例措置に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、本措置施行の日から起算し60日以内とする。

ただし、当該案件が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく議決を要する場合は、議会の議決を得て本契約として成立した日から60日以内とする。

2 業務委託について

(1) 措置の内容

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、(2)に定める業務委託の受注者は、各委託契約条項の甲乙協議事項の規定に基づき、業務委託料の変更の協議を請求することができる。

(2) 対象となる業務委託

平成29年3月1日以降に契約を締結する業務委託のうち、旧技術者単価及び平成28年2月からの公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定後の業務委託にあたっては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行うこととする。

(3) 業務委託料の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額とする。

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により算出された予定価格

k : 当初契約の落札率

(4) 協議の請求期限

本特例措置に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、本措置施行の日から起算し60日以内とする。